

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1

氏名 高嶺清掃 株式会社

代表取締役 関川 泰子

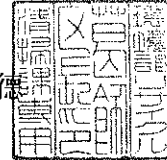
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成23年4月1日

葛飾区長 青木 克徳

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを含む。)

3 運先 区長の指定する処理施設
此の許可証の指定引取場所

4 作業場所 葛飾区区域内

5 許可期間 平成23年4月1日 から
平成25年3月31日 まで

6 許可の条件

一 保管積替え施設の所在地 葛飾区東立石3-5-1

施設の使用は、施設内での車両による積置きに限ること。(積替えは行わないこと。)

施設は、区長の指定する処理施設へ搬入可能な日に使用しないこと。

二 作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

1 この許可について不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により葛飾区長に対し、書面により異議申立てをすることができます。(なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この許可証についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日(前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により葛飾区を被告として(葛飾区長が被告の代表者になります。)提起することができます。(なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると許可の取消しの訴えをすることができなくなります。)